

令和6年10月より健康保険法が改正されます

短時間労働者の適用が拡大されます

現在、厚生年金保険の被保険者数が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、健康保険・厚生年金保険(社会保険)の加入対象となっています。

この短時間労働者の加入要件がさらに拡大され、令和6年10月から厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。

適用拡大特設サイト(厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoutakudai/index.html>



要件	平成28年10月～	令和4年10月～	令和6年10月～
企業規模	501人以上	101人以上	51人以上
労働時間	週20時間以上	週20時間以上	週20時間以上
賃金	月額8.8万円以上	月額8.8万円以上	月額8.8万円以上
雇用期間	1年以上見込み	2ヵ月超見込み	2ヵ月超見込み
学生	除外	除外	除外

〈事業主の必要な準備〉

(1) 特定適用事業所該当届の準備

特定適用事業所に該当し、新たに被保険者となる短時間労働者の方がいる場合は、「特定適用事業所該当届」を提出してください。提出の際は、日本年金機構から送付される「特定適用事業所該当事前のお知らせ」または「特定適用事業所該当通知書」の写しを添付してください。

なお、特定適用事業所該当届の提出がない場合であっても、後日、年金事務所からの情報を基に特定適用事業所の登録を行います。

また、任意特定適用事業所の申出を行う場合には、「任意特定適用事業所申出書」を提出してください。

※いずれの申請書も当組合ホームページよりダウンロードできます。

(2) 社員の方への説明が必要

これまで配偶者の扶養範囲内で労働条件を抑えて働いていた方へ、労働条件によって社会保険の被保険者となることの説明が必要です。

(3) 資格取得届の準備

(1)、(2)の確認の結果、新たに被保険者となる方の資格取得届を令和6年10月より提出していただくこととなりますので準備をお願いいたします。

(4) 被扶養者が短時間労働者として資格取得した場合

被扶養者資格の削除が必要となります。被扶養者資格削除日は、短時間労働者の資格取得日と同日です。被扶養者異動届に保険証を添えて事業所経由で当組合へご提出をお願いいたします。

問合せ

組合本部 適用課 TEL 03-3663-1361(代)
城南支部 適用係 TEL 03-5537-2400(代)

城西支部 適用係 TEL 03-3342-8821(代)
城北支部 適用係 TEL 03-3980-1501(代)

